別記様式第１号（第６条関係）

　　令和　　　年　　月　　日

岐阜県知事　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 | 〒　 |
| 名称 |  |
| 代表者の職・氏名 |  |
| 担当者 | 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号※ | －　　　　－ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※日中連絡可能な電話番号を記載願います。

貸付公用車等貸付許可申請書

燃料電池自動車貸付要領第６条の規定により，下記使用上の誓約を確認のうえ，下記のとおり貸付公用車等の貸付許可を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用日時 | 　令和　　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分から　　令和　　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分まで |
| 使用目的 |  |
| 保管場所 |  |
| 運転者（申請者と異なる場合） | 氏名 |  | 住所 |  |
| 氏名 |  | 住所 |  |
| 使用上の誓約（確認のうえ，「はい」欄に○を記入してください。） | はい | 誓　約　事　項 |
|  | 借主等は貸付要領第４条に定める事項に該当しません。 |
|  | 使用期間中は、道路交通法（昭和３５年法律第105号）及びその他関係法令を遵守します。 |
|  | 運転者は貸付要領第９条第２項に定める事項について確認し、安全な運転に支障が無いことを確認します。 |
|  | 貸付公用車等を転貸又は借り受けた目的以外には使用しません。 |
|  | 貸付公用車等は適切な場所で保管し、盗難防止のため適切な措置を講じます。 |
|  | 万が一、事故等で貸付公用車等を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、県が加入している任意保険で補てんされない部分については、全て申請者又は運転者（以下「借主等」という。）の負担とします。なお、貸付要領第11条に規定した遵守事項を借主等が怠ったときは、借主等の責任においてすべての損害賠償を負担します。 |
|  | 事故等における運転者及び同乗者のけが等で県が加入している契約自動車保険等で保障されない部分については、全て借主等の責任で対応します。 |
|  | 事故等以外で貸付公用車等を損傷した場合は，全て借主等の負担とします。 |
|  | 事故等によって生じた貸付公用車等に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、全て借主等の負担とします。 |
|  | 返却時には県内水素ステーションにて水素を満充てんし返却します※。 |
|  | 本年度、本事業で貸付公用車等を借り受けておりません。 |

※水素ステーションは、現金またはクレジット払いにてお支払いとなります。